

令和 8 年第 1 回
いなべ市菰野町清掃事務組合議会
臨時会会議録

開会 令和 8 年 4 月 28 日

閉会 令和 8 年 4 月 28 日

いなべ市菰野町
清掃事務組合議会

令和 8 年

いなべ市菰野町清掃事務組合議会（第 1 回）臨時会

令和 8 年 4 月 28 日（火曜日）

いなべ市役所議会棟 2 階 第 1 委員会室

1 議事日程

開会（開議）の宣告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙について

日程第 3 議席の指定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 選挙第 2 号 副議長の選挙について

日程第 7 発議第 1 号 いなべ市菰野町清掃事務組合議会の個人情報保護に関する
条例の制定について

日程第 8 発議第 2 号 いなべ市菰野町清掃事務組合議会会議規則の制定について

日程第 9 発議第 3 号 いなべ市菰野町清掃事務組合議会傍聴規則の制定について

日程第 10 発議第 4 号 いなべ市菰野町清掃事務組合管理者の専決処分事項の指定に
ついて

日程第 11 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（いなべ市菰野町清掃
事務組合事務所の位置を定める条例ほか 23 件の条例の制
定）

日程第 12 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度いなべ市
菰野町清掃事務組合一般会計暫定予算）

日程第 13 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（いなべ市菰野町清掃
事務組合指定金融機関の指定）

日程第 14 同意第 1 号 いなべ市菰野町清掃事務組合監査委員の選任につき同意を求
めることについて

日程第 15 同意第 2 号 いなべ市菰野町清掃事務組合監査委員の選任につき同意を求
めることについて

日程第 16 議案第 1 号 いなべ市菰野町清掃事務組合議会の定例会の回数を定める条
例の制定について

日程第 17 議案第 2 号 いなべ市菰野町清掃事務組合人事行政の運営等の状況の公表
に関する条例の制定についての制定について

日程第 18 議案第 3 号 いなべ市菰野町清掃事務組合財産状況の公表に関する条例の
制定について

- 日程第19 議案第4号 いなべ市菰野町清掃事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第5号 いなべ市菰野町清掃事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第6号 いなべ市菰野町清掃事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第7号 いなべ市菰野町清掃事務組合議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する協議について
- 日程第23 議案第8号 三重県市町公平委員会への加入に関する協議について
- 日程第24 議案第9号 相互救済事業の委託について
- 日程第25 議案第10号 令和8年度いなべ市菰野町清掃事務組合一般会計予算

2 出席議員

1 番	伊 藤 智 子	5 番	矢 田 富 男
2 番	片 山 秀 樹	6 番	諸 岡 雅 樹
3 番	伊 藤 三 保	7 番	大 橋 克 哉
4 番	奥 岡 敦 史	8 番	山 崎 美智子

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条により出席した者の職氏名

管理者	日 沖 靖
副管理者	諸 岡 高 幸
事務局長	多 湖 篤 人
総務課長	藤 田 貴 史
会計管理者	三 好 宏 尚

5 職務のため出席した者の職氏名

総務課課長補佐	伊 藤 真 次
総務課主任	岡 野 智 紀

(午前9時55分 開会・開議)

○事務局長(多湖 篤人君)

おはようございます。いなべ市菰野町清掃事務組合事務局長の多湖でございます。本日はご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。本臨時会は、組合成立後初めての議会でございます。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員の中で菰野町議会の矢田富男議員が年長の議員でありますのでご紹介させていただきます。矢田議員、議長席まで移動をお願いします。

○臨時議長(矢田 富男君)

はい、皆さんおはようございます。

ただいまご指名をいただきました、菰野町議会の矢田でございます。どうぞよろしくをお願いします。臨時議長ということで、議長選出されるまで進行を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは議事進行に当たりまして、いなべ市と菰野町の清掃事務組合の会議規則がまだ定まっていないということでありますので、本日お手元に配布をしております通り、臨時議長において進めさせていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。仮議席の指定については議長を除き、またお集まりいただいたところが議席ということでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは日程に従って進めて参ります。

日程第2、「議長の選挙について」ということで、議長の選挙においては、お諮りをしたいと思います。選挙の方法は先般、議会の中で、議員説明会の中で地方自治法118条2項において、指名推選の方法によって行いたいということで、皆さんからご意見をいただきました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(矢田 富男君)

それでは異議なしと認めます。それでは選挙の方法を指名推選とすることに決しました。お諮りします。指名推選の方法は臨時議長において指名をしたいと思いますけれども、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(矢田 富男君)

異議なしと認めます。本件の臨時議長において指名することに決しました。いなべ市議会の片山秀樹議員を指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(矢田 富男君)

片山秀樹議員が議長の当選人と決することにご異議ありませんね。異議なしと認めます。よってただいま指名しました片山秀樹議員が議長に当選されました。

議長に当選されました片山秀樹議員が議場にございますので、会議規則第32条2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。議長席に変わります。

ごめんなさい、なんか抜けとったな。議長の方から進めてもらいます。

○議長（片山 秀樹君）

それでは議事を行います。ただいま議員各位のご承認をいただきまして、議長に推薦いただきました。いなべ市菰野町清掃組合の議長にご指名を、ご承認をいただきました、いなべ市議会議員の片山秀樹でございます。

微力ではありますが、皆様方のご指導、ご鞭撻をいただき、円滑な議会運営をいたして参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。いなべ市と菰野町による広域の大変な大きな事業でございますが、地域住民の声をしっかり受けとめていきながら、ごみ焼却施設の稼働に向け、事務局と議会がお互いに協力し、十分な議論を尽くして参りたいと思っております。

議員の皆様をはじめ、管理者、副管理者の格段のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは議事を行います前にですね、管理者でありますいなべ市長、日沖靖市長から挨拶の申し出がございますので、お受けいたしたいというふうに思います。

○管理者（日沖 靖君）

日沖靖です。日頃ですね、今日は清掃事務組合の初めての会議ということで、慎重なご審議をお願いしたいんですけれども、一緒になってですね、焼却施設、いいものを作っていきたいと思っておりますので、皆様のご協力を切にお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（片山 秀樹君）

それでは議事を行います。

次に日程第3、「議席の指定」を議題といたします。会議規則第4条第1項の規定により、議長において仮議席と同じ議席を指定といたします。議席番号及び議員諸氏の氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（多湖 篤人君）

議席番号と議員氏名を朗読させていただきます。

1番、伊藤智子議員。2番、片山秀樹議員。3番、伊藤三保議員。4番、奥岡敦史議員。5番、矢田富男議員。6番、諸岡雅樹議員。7番、大橋克哉議員。8番、山崎美智子議員。以上でございます。

○議長（片山 秀樹君）

ただいまのご朗読の通り、朗読の通り議席を指定いたします。

続きまして日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、1番、伊藤智子議員、3番、伊藤三保議員を指名いたします。

次に、日程第5、「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片山 秀樹君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りといたします。

次に、日程第6、選挙第2号「副議長の選挙について」を議題といたします。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、先般の議員説明会でご協議いただきました通り、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片山 秀樹君）

ご異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片山 秀樹君）

異議なしと認めます。本件は議長において指名することに決しました。副議長に、菰野町議会の諸岡雅樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました、諸岡雅樹議員を副議長の当選人と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片山 秀樹君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、諸岡雅樹議員が副議長に当選されました。ただいま、副議長に当選されました諸岡雅樹議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の通知をいたします。就任にあたりまして、諸岡雅樹議員よりご挨拶をお受けいたします。

○副議長（諸岡 雅樹君）

皆さんおはようございます。菰野町議会の諸岡雅樹でございます。よろしく願ひいたします。

このごみ処理施設がですね、いなべ市民、菰野町町民にとって、みんなに喜んでもらえるような施設となるように、皆さんとともに一緒に議論していきたいと思ひます。

っておりますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（片山 秀樹君）

続きまして、日程第7、発議第1号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。提出者に提案理由の説明を求めます。1番議員、伊藤智子議員。

○1番（伊藤 智子君）

発議第1号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、提案理由、発議第1号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、提出者として提案理由をご説明申し上げます。

お手元に配付しております。議員提出議案資料1ページをお願いいたします。よろしいですか。本案は、いなべ市菰野町清掃事務組合議会における個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めるため提案するものでございます。続きまして、2ページ以降をお願いいたします。本条例は、全57条により構成されており、総則、目的、定義など、個人情報等の適正な取り扱い、個人情報ファイルに関する事項、保有個人情報の開示、訂正、利用停止、審査請求に関する手続き、審査会への諮問、施行状況の公表などの雑則、罰則など、議会が保有する個人情報の適切な管理と、本人の権利保護に必要な事項を定めるものでございます。

本件は、個人情報の保護に関する法律による全国的な共通ルールに沿った措置を講じ、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護する観点から制定をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、発議第1号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」の、提案理由の説明とさせていただきます。何卒ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山 秀樹君）

以上で提案理由の説明が終わりました。これより、提案理由に対する質疑に入り、質疑の通告はありませんでしたのでご報告いたします。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片山 秀樹君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第1号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を採決いたします。本件について、原案の通り決することに賛成の議員の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって本件は原案の通り可決されました。

次に日程第8、発議第2号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会会議規則の制定について」を議題といたします。提出者に提案理由の説明を求めます。1番議員、伊藤智子議員。

○1番（伊藤 智子君）

発議第2号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会会議規則の制定について」、提案理由、発議第2号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会会議規則の制定について」、提出者として提案理由をご説明申し上げます。

お手元に配布しております、議員提出議案資料21ページをお願いいたします。本案は、地方自治法第120条の規定に基づき、いなべ市菰野町清掃事務組合議会の運営に関する手続き並びに議会内部の規律等について、必要な事項を定めるため提案するものでございます。続きまして、22ページ以降お願いいたします。本規則は全106条により構成されており、会議、会議時間、議案提出、動議、日程の作成及び配布、議会における選挙、議案説明、質疑、討論及び表決の方法、公聴会、参考人及び会議録、請願・陳情の取り扱い、議長、副議長及び議員の辞職、議会の規律及び懲罰、全員協議会、議員派遣、会議規則の疑義に対する措置など、議会運営に必要な基本事項を定め、組合議会として適正かつ円滑な議会運営を図るものでございます。また、今後より開かれた議会を目指し、議会としてさらなる環境整備に取り組んでいく所存であることを、併せて申し添えるものでございます。

以上、簡単ではございますが、発議第2号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会会議規則の制定について」の提案理由の説明とさせていただきます。何卒ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山 秀樹君）

以上で提案理由の説明は終わりました。これより提案理由に対する質疑に入ります。質疑の通告はありませんでしたのでご報告いたします。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片山 秀樹君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会会議規則の制定について」を採決いたします。本件について原案の通り決することに賛成の議員の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって本件は原案の通り可決されました。

次に、日程第9、発議第3号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会傍聴規則の制定について」を議題といたします。提出者に提案理由の説明を求めます。7番議員、大橋克哉議員。

○7番（大橋 克哉君）

それでは、提案理由を申し上げます。発議第3号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会傍聴規則の制定について」、提出者として提案理由をご説明申し上げます。お手元に配布しております議案提出議案資料35ページをお願いします。

本案は、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるため提案するものでございます。

続きまして、36ページ及び37ページをお願いいたします。本規則は傍聴の手続き方法、傍聴席に入ることができない者並びに傍聴人が守らなければならない事項等について、必要な規定を整備するものでございます。

本件は住民に開かれた議会の実現を図り、議会運営の透明性と公平性を高める観点から、制定をお願いするものでございます。

以上簡単でございますが、発議第3号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会傍聴規則の制定について」の提案説明とさせていただきます。何卒ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（片山 秀樹君）

以上で提案理由の説明は終わりました。これより、提案理由に対する質疑に入ります。質疑の通告はありませんので、ご報告いたします。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片山 秀樹君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより発議第3号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会傍聴規則の制定について」を採決いたします。本件について、原案の通り決することに賛成の議員の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって本件は原案の通り可決されました。

次に日程第10、発議第4号「いなべ市菰野町清掃事務組合管理者の専決処分事項の指定について」を議題といたします。提出者に提案理由の説明を求めます。8番議員、山崎美智子議員。

○8番（山崎 美智子君）

提出者として説明をいたします。発議第4号「いなべ市菰野町清掃事務組合管理

者の専決処分事項の指定について」、提案理由を説明させていただきます。

発議第４号「いなべ市菰野町清掃事務組合管理者の専決処分事項の指定について」、提出者として提案理由をご説明申し上げます。お手元に配布しております、議員提出議案資料38ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち、軽易な事項について、管理者において専決処分をすることができる事項を指定するため提案するものでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。専決処分事項につきましては、法律上その義務に属する和解又は損害賠償額の決定に関する事項で、１件100万円以下のものを対象とするものでございます。ただし、損害賠償額が100万円を超える場合でありましても、損害責任保険等に付保している保険金の範囲内で対応できるものについては、同様に専決処分の対象とするものでございます。

本件は本来議会の権限に属する事項のうち、軽易な案件について迅速な対応を可能とし、組合運営の円滑化及び効率化を図ることを目的とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、発議第４号「いなべ市菰野町清掃事務組合管理者の専決処分事項の指定について」の提案理由の説明とさせていただきます。何卒ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山 秀樹君）

以上で提案理由の説明は終わりました。これより、提案理由に対する質疑に入ります。質疑の通告はありませんでしたのでご報告いたします。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片山 秀樹君）

なしということで、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより発議第４号「いなべ市菰野町清掃事務組合管理者の専決処分事項の指定について」を採決いたします。本件について、原案の通り決することに賛成の議員の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって本件は原案の通り可決されました。

次に日程第11、承認第１号「専決処分の承認を求めることについて（いなべ市菰野町清掃事務組合事務所の位置を定める条例ほか23件の条例の制定）」から日程第13、承認第３号「専決処分の承認を求めることについて（いなべ市菰野町清掃事務組合指定金融機関の指定）」までの計３議案を一括議題といたします。管理者より提案理由の説明を求めます。

○管理者（日沖 靖君）

議案書、管理者提出議案の5ページから開いていただきますと、それと参考資料もちょっと手元にいただくとありがたいと思っております。

条例第1号につきましては、事務所の位置です。一応ですね、いなべ市の北勢庁舎があります、阿下喜の2633番地を使用するものでございます。

それと6ページの方ですね、休日を定める条例、条例第2号、6ページの方見ていただきますと、休日は日曜日及びそして国民の祝日の法律に従うと。それと、年末年始ですね。ということで、通常と同じでございます。よろしくお願いします。

それと7ページにいきます。公告式条例ということで、条例の配布をそこで掲示するかということでございます。条例3号です。いなべ市はいなべ市役所の前、1か所で通常やっております。ですけど菰野町さんは6か所、コミュニティセンター前6か所ありますので、通常通りそこで公開をする、公布をするということでお願いをしたいと思います。

次に9ページに移っていただきまして、監査委員条例、条例第4号でございます。監査委員について必要な事項を定めるということで、定期監査、そして随時の監査、作成、月例出納検査、決算の審査ですね。そういったことは通常通り定めているものでございます。

次に11ページで、条例第5号の事務局をということで、清掃事務組合の事務局を設置するということで、第1条、事務局を置くと。そして2条には、議会に関すること、そして監査に関すること、職員に関すること。そして規約、条例、規則に関することですね。で、予算の編成、そして広域ごみ処理に関することを中身で事務局を置くということでございます。

次に12ページのところですね、情報公開条例でございます。条例第6号でございます。これは公文書の公開を請求する権利について、一般的に情報公開をするということで定めております。

次に19ページ、条例第7号、個人情報の保護に関する条例でございます。これは条例第7号ですね、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めようとするものでございます。個人情報保護の法律はですね、各条例といいますかね、地方自治体を尊重して、各市町村で改めて決めなさいということになってますので、同じですけども、通常と同じですけども、定めさせていただこうというものです。

続きまして21ページの審査会の設置でございます。情報公開個人情報保護審査会の設置の条例でございます。その審査会を置くということで、情報公開条例、そして諮問、その諮問に応じた審査請求について調査審議するというような内容になっております。

23ページに行政手続につきましては、この手続き、行政手続条例ということで、

9号でございます。行政手続法というのがあるんですが、その第3条第3項におきまして、適用しないこととされた処分、それと行政指導及び届出に関する手続き、こういう手続きをなさいというんですけども。これも、地方自治の尊重と条例による自主的な手続きの整備ということで、各地方自治体の活動に関する適用除外は各地方自治体で定めなさいとなっておりますので、国の方で、行政手数料ってのは細かく規定をされているんですけども、各自治体で改めて条例で決めないといけないということになってますので決めるということでございます。

続きまして35ページの方で、第10号、審査請求に係る提出書類の写しの手数料でございます。手数料を定めるものでございまして、行政書類ですね、そういった審査請求の行政処理に対する手数料、これは白黒だったら10円、そしてカラーだったら40円ということで、手数料を定めているだけでございます。

次に37ページ、条例第11号、行政不服審査会の設置条例でございます。行政不服審査会を置いて、第2条で審査会は委員5人以内で組織するということで定めさせていただきます。

続きまして39ページを見ていただきますと、条例第12号、職員定数でございます。職員定数はですね、2条になりますね。管理者の事務局の職員9名。そして、議会の事務局員が5名。監査委員の事務局員が5名。ですけど、これ兼ねるものということで、全員で9名でございますので、ご理解いただければありがたいと思います。

続きまして40ページ、隣ですね、職員の分限に関する条例ということで、条例の13号でございます。職員の意に反する降格、免職及び休職の手続き及び効果、効果並びに失職の例外に関する規定でございます。これを2条では、何かありましたら、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならないとか、いろいろありますけども、分限について規定をしております。

次に41ページ、条例第14号、職員の懲戒に関する規定でございます。職員の懲戒の手続き及び効果ということで、第2条の方に戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を期した書面を当該職員に交付して行わなければならないということで、通常通り規定をさせていただきました。

42ページを開いていただいて、職員の服務宣言に関する条例ということで、新たに職員となったものは宣誓書を提出しなければならないということで、宣誓を行うということでございます。

44ページで、職務専念義務の特例ということで、職員の職務に専念する義務の特例ということで、条例16号です。2条に職務専念する義務を免除されることができるとということで、研修とか、厚生に関する計画の実施に参加する場合とか、消防団員として消防団活動に従事する場合は免除されますけど、職務に専念しなさいということでございます。

続きまして45ページ、17号でございます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございます。これは職員の勤務時間とか休日等ですね、そういったものは、いなべ市職員の勤務時間とか休職に関する条例に従うということで、そもそも同じだと思いますけども、中身は一応いなべ市にというふうに書かせていただきました。

次に46ページ、育児休業等に関する条例18号でございます。これもいなべ市の育児休業等に関する条例に従うということで規定をさせていただきました。

続きまして47ページでございます。職員の公務災害補償でございます。1条ですね。議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に関する保障を規定させていただいたものでございます。

飛びまして61ページに20号がございます。61ページ。職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の方ですね。支給に関する条例ということで、これも公務災害などの見舞金の金額を、62ページ見ていただくと、1号3,000万から13号の210万まで一応規定をさせていただいております。

続きまして64ページ、条例第21号、議員報酬、費用弁償に関する条例でございます。これは第2条、議長、副議長及び議員、議員の議員報酬は日額7,000円とすると。そして旅費の種類及び額はいなべ市議会の議員報酬に従うということで、これも菰野町さんと同じだと思いますけども、一応規定をさせていただきました。

次に65ページ、条例第22号、委員の方ですね、委員の報酬、費用弁償に関する規定でございます。委員まあ監査委員とか、その委員ですね、その報酬または費用に関しては、非常勤の特別職の委員の報酬及び費用の支給に関するということで、第5条の別表を見ていただきますと、日額7,000円とかですね、書かせていただきましたので、これで費用弁償をさせていただきたいと思います。

66ページ、隣ですね、証人等の実費弁償に関する条例ということで、議会で行う調査のために出頭した者、その関係者ですね。それとか公聴会に参加した者とか、議会の請求に応じて出頭した参考人、監査委員の請求に出頭した関係人、そういった方の費用弁償に関しての規定でございます。

続きまして67ページ、条例第24号でございます。職員の旅費に関する条例ということで、旅費に関する規定もですね、いなべ市職員の旅費に関する条例を引用させていただこうということでございます。

68ページ、承認第2号ですけども、一般会計の暫定予算ということで、組合運営に必要な予算の2か月分を計上させていただきました。右肩3-1の暫定予算という、別表をちょっとお開きをいただきますと、一般会計暫定予算の11ページ。11ページの歳出の方を見ていただきます。歳入歳出それぞれ1,586万4,000円と定めようとするもので、11ページの歳出でございます。一応2か月分の議会運営に関する議員報酬22万5,000円をですね、需用費、消耗品とかそういうので22万5,000円を一応

書かせていただきました。

それと組合運営費、これは1,559万6,000円でございます。主なものは負担金、派遣職員の人件費が1,155万円。これを両市町から負担していただくということでございます。

下の組合運営費の監査委員事業、これ4万3,000円は、監査委員の報酬、旅費、消耗品とかそういうものでございます。

9ページの歳入の方見ていただきますと、2ページの歳入は2か月分ということで、2,586万4,000円をいなべ市菰野町が折半をして拠出するというので、暫定予算を2か月分含ませていただきました。資料の39ページにももう少し詳しいことが書いてありますので、見といていただくとありがたいと思います。

続きまして、承認第3号の「指定金融機関の指定について」ということで、これも資料の40ページ、百五銀行でございますけれども。72ページを見ていただきますと、株式会社百五銀行を指定金融機関とさせていただこうと思っております。資料の40ページにももう少し詳しいことを書かせていただきました。三重県も百五銀行が指定金融機関ですので、百五銀行にということで提案をさせていただきたいと思います。

以上承認第3号まで終わりました。

○議長（片山 秀樹君）

以上で承認第1号から承認第3号の提案説明は終了いたしました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の通告はございませんのでご報告いたします。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片山 秀樹君）

ないようですので、これで討論を終結します。これより採決を行います。

最初に日程第11、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（いなべ市菰野町清掃事務組合事務所の位置を定める条例ほか23件の条例の制定）」を採決いたします。本件について原案の通り承認することに賛成の議員の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって本件は原案の通り承認されました。

次に日程第12、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和8年度いなべ市菰野町清掃事務組合一般会計暫定予算）」を採決いたします。本件について原案の通り承認することに賛成の議員の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって本件は原案の通り承認されました。

次に日程第13、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（いなべ市菰野町清掃事務組合指定金融機関の指定）」を採決いたします。本件について原案の通り承認することに賛成の議員の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって本件は原案の通り承認されました。

日程第14、同意第1号「いなべ市菰野町清掃事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。管理者より提案理由の説明を求めます。

○管理者（日沖 靖君）

同意第1号、監査委員の選任ということで、監査委員としていなべ市の監査委員でもあります、小川和幸氏を監査委員として任命を、同意を求めるものでございますのでよろしくお願いいたします。資料の41ページに経歴を載せてありますので、ご覧いただくとありがたいと思います。

○議長（片山 秀樹君）

以上で提案理由の説明は終わりました。本件は人事案件でございますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片山 秀樹君）

異議なしと認めます。これより採決を行います。同意第1号「いなべ市菰野町清掃事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、原案の通り同意することに賛成の議員の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって本件は原案の通り同意することに決しました。

次に日程第10、同意第2号「いなべ市菰野町清掃事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、大橋克哉議員の退席を求めます。

（7番 大橋克哉君 退席）

○議長（片山 秀樹君）

管理者より、提案理由の説明を求めます。

○管理者（日沖 靖君）

議員のうちから選出する監査委員に、大橋克哉議員を選任しようとするものでご

ざいます。よろしくお願いします。

○議長（片山 秀樹君）

以上で提案理由の説明は終わりました。本件は人事案件でございますので、質疑及び討論を省略し直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片山 秀樹君）

ご異議なしと認めます。これより採決を行います。同意第2号「いなべ市菰野町清掃事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、原案の通り同意することに賛成の議員の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって本件は原案の通り同意することに決しました。ここで、大橋克哉議員の入場を求めます。

（監査委員 大橋克哉君 入場・着席）

○議長（片山 秀樹君）

選任に同意されました監査委員の大橋克哉議員から、就任のご挨拶をお受けいたしたいと思えます。

○監査委員（大橋 克哉君）

只今は、監査委員の選任同意いただきましてありがとうございます。組合設立の重大な時期にあたり、監査委員という重い職責を改めて痛感しております。中立不偏の立場に基づき、事務、また財務について適格性、適正性、透明性の確保に努め、組合の健全また効率的な運営について、私も努力をさせていただきたいと思っております。議員各位、また管理者はじめ執行部の皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願いします。以上、挨拶とさせていただきます。

○議長（片山 秀樹君）

次に日程第16、議案第1号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会の定例会の回数を定める条例の制定について」から、日程第24、議案第9号「相互救済事業の委託について」までの計9議案を一括議題といたします。管理者より提案説明理由を求めます。

○管理者（日沖 靖君）

議案第1号でございます。清掃事務組合の定例会の回数を年2回と、76ページを見ていただきまして、にしようとするものでございます。

続きまして、77ページ、78ページ、議案第2号ですね。人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。78ページの第2条に任命権者は管理者に対し人

事行政の運営の状況を報告しなければならないということで、第3条で職員の任免、職員の数に関する状況とか人事評価とか給与の状況、勤務時間その他の勤務条件の状況、休業に関する状況、分限懲戒処分の状況ですね、サービスの状況、退職管理の状況、研修に関する状況、福祉及び利益の保護の状況というものを報告するというものでございます。

続きまして80ページの議案第3号、財政状況の公表ということで、81ページの方になります。第2条で財政状況の公表は毎年5月及び11月に行うものとする。そして第3条公表の要領でございますが、収入及び支出の状況、財産、公債及び一時借入金の現在残高ですね、そういったものを公表しなさいということですね。

続きまして議案第4号の82ページですね。契約及び財産の取得または処分に関する条例でございます。83ページの内容です。第1条を見てください。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲に関して、この条例で定めるということで、第2条の方で、予定価格の1億5,000万以上の工事又は製造の請負に統一すると。第3条にはですね、予定価格の2,000万以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払いですね。その面積につきましては、1件5,000平米以上のものに限るということで規定をさせていただきました。

次に議案第5号、84ページ、長期契約の締結について、85ページを見ていただきますと、第2条に長期契約を締結することができる契約は、次のものということで、物品を借り入れる契約で商慣習上ですね、数年にわたり契約を締結することが一般であるものとかですね。経常かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間を確保するために、数年にわたる契約を締結する必要があるものということで規定をさせていただいております。

続いて議案第6号、86ページ、87ページでございます。財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例ということで、87ページの第2条、普通財産の交換ということで、本組合において公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするときに借り入れするとき、国又は他の地方自治体その他公共団体において公用又は公共用に供するために本組合の普通財産を必要とする、こういった時に交換が可能だということで規定をさせていただきました。

続きまして、議案第7号の方でございます。非常勤職員の公務災害補償に関する事務の委託に関しては89ページの方ですね。この事務の委託をですね、90ページ第1条でございます。三重県に委託するということで、三重県に委託をさせていただいて、公務災害補償等認定委員会に関する事務とか、公務災害補償の審査会に関する事務を三重県に委託しようとするものでございます。

続きまして議案第8号、公平委員会への加入をする協議でございます。93ページ

を見ていただきますと、公平委員会は三重県で共同ですね、三重県市町公平委員会というのを作ってありますので、それに共同して参加する、共同設置するという
ことで、進めさせていただけたらと思います。

続きまして議案第9号、96ページを見ていただきますと、相互救済事業の委託についてということで、この組合が所有、使用又は管理する財産の損害に対する相互救済事業を、一般財団法人全国自治協会というのがありますので、資料の42ページに載っております。そこに委託をしようとするものでございます。損害に対する相互救済事業を一般財団法人全国自治協会、東京にありますけども、そこに委託をするというものでございます。

○議長（片山 秀樹君）

以上で議案第1号から議案第9号の提案説明は終了いたしました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の通告はございませんでしたのでご報告いたします。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片山 秀樹君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。これより採決を行います。

最初に日程第16、議案第1号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会の定例会の回数を定める条例の制定について」を採決いたします。本件について、原案の通り決することに賛成の議員の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって、本件は原案の通り可決されました。

次に日程第17、議案第2号「いなべ市菰野町清掃事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」を採決いたします。本件について、原案の通り決することに賛成の議員の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって、本件は可決されました。

次に日程第18、議案第3号「いなべ市菰野町清掃事務組合財産状況の公表に関する条例の制定について」を採決いたします。本件について原案の通り決することに賛成の議員の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって、本件は原案の通り可決されました。

次に日程第19、議案第4号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について」を採決いたします。本件について、原案の通り決することに賛成の議員の挙手を願います。

(挙手全員)

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって、本件は原案の通り可決されました。

次に日程第20、議案第5号「いなべ市菰野町清掃事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」を採決いたします。本件について、原案の通り決することに賛成の議員の挙手を願います。

(挙手全員)

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって、本件は原案の通り可決されました。

次に日程第21、議案第6号「いなべ市菰野町清掃事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について」を採決いたします。本件について、原案の通り決することに賛成の議員の挙手を願います。

(挙手全員)

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって、本件は原案の通り可決されました。

次に日程第22、議案第7号「いなべ市菰野町清掃事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する協議について」を採決いたします。本件について、原案の通り決することに賛成の議員の挙手を願います。

(挙手全員)

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって、本件は原案の通り可決されました。

次に日程第23、議案第8号「三重県市町公平委員会への加入に関する協議について」を採決いたします。本件について、原案の通り決することに賛成の議員の挙手を願います。

(挙手全員)

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって、本件は原案の通り可決されました。

次に日程第24、議案第9号「相互共済事業の委託について」を採決いたします。本件について、原案の通り決することに賛成の議員の挙手を願います。

(挙手全員)

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって、本件は原案の通り可決されました。

次に日程第25、議案第10号「令和8年度いなべ市菰野町清掃事務組合一般会計予算」を議題といたします。管理者より提案説明の理由を求めます。

○管理者（日沖 靖君）

一般会計予算をですね、歳入歳出それぞれ9,612万6,000円とするものでございます。歳出の11ページをご覧くださいと、それと資料の44ページ、43ページ44ページに開いていただくとありがたいと思っております。

11ページの方ですね、議会運営事業ということで72万8,000円。報酬を50万4,000円。そして需用費、消耗品を10万円計上させていただきます。

それと、組合運営費でございます。これは1年分、これ議会の1年分ですけども、それを6,111万5,000円としようとするものでございます。それは報酬という形で20万円。これは情報公開個人情報保護審査会の委員の報酬が10万円、そして行政不服審査会の委員の報酬が10万円。10万円10万円で20万円を計上させていただきました。そして、交際費として3万円。そして需用費、消耗品関係が75万円ですね。役務費が20万7,000円で。委託料としてですね、400万5,000円でございますけども、この内容につきましては、運営するに当たり財務会計システムの保守管理委託料が138万6,000円。複合機、要はコピー機ですね、そういったものの保守管理とか委託料が80万4,000円でございます。ホームページの構築委託料が55万円。そして例規システムの初期構築委託料が同じく55万円。例規システムの使用料が52万8,000円、そして共同利用システム使用料が84万8,000円などがございます。そのまろもろ合わせて400万5,000円を委託料としてお支払いしよう。そして使用料及び賃借料が173万6,000円でございます。そして負担金は派遣職員の人件費、これが5413万2,000円でございます。その下の監査委員事業ということで、28万3,000円でございます。

次のページの12ページ13ページを開いていただきますと、広域ごみ施設の建設準備事業3,300万。これにつきましては、広域ごみ処理施設の建設に向けて、施設設置の検討を行うにあたりまして、建設予定地の伏在断層、要はちょっと中に入った断層ですね。そういったものについてボーリング調査による実地調査を行いまして、分布位置とか性状、その傾斜角度なんかを確認をして、有識者から助言、評価をいただいて、全体の設計をしようとするもののボーリング調査代が3,300万でございます。

続きまして、予備費として100万円を計上をさせていただきました。以上です。

○議長（片山 秀樹君）

以上で議案第10号の提案説明は終了いたしました。これより議案に対する質疑に入ります。

6番議員、諸岡雅樹議員から議案質疑通告書が提出されております。諸岡雅樹議

員、自席にて質疑を行ってください。諸岡議員、お願いします。それでは着座にてお願いいたします。

○6番（諸岡 雅樹君）

議案第10号令和8年度いなべ市菰野町清掃事務組合一般会計予算について、議案質疑させていただきます。この議案の中の衛生費の、先ほど管理者から説明があったボーリング調査、3,300万でございすけども、このボーリング調査によって全体配置計画案を作成するというものですけども。そこでですね、このボーリング調査、候補地について質問させていただきます。

この予定地の地域住民説明会というのは行われたのですか。

2番目として、その説明会があったとしたらどのような意見質問があり、こちらからの答弁をされたのか。

3番目、建設予定地の地権者との話し合いというのは進んでいるんですか。

そして、このボーリング調査の結果によって、先ほどこの議案書に書いてあるように、建設される施設の位置を決定されるということによろしいのでしょうか。

5番目、建設候補地は他にも何か所か候補地というのがあるのか。これもお伺いします。

そして、この活断層に関する文献調査、先日配られたものですけども、この調査の結果を事務局はいつ管理者に報告され、いつ議会へ説明する判断となったのですか。またその候補地に関する面積、購入金額の見積もり等わかればお伺いしたいなと思っております。

多額の資金を投入して、長期間にわたる大事業をスムーズに進めるためにもですね、丁寧な説明と情報共有のもとで事業を進めていただきたいなと思っております。今日もですね、朝、私こっち側にお邪魔するときにはですね、ちょうど私の自宅から約8分から10分、菰野町の距離から、菰野町の南からいなべ市の北までのちょうど中間ぐらいになるんじゃないかなというような思いで走ってきました。ぜひですね、スムーズに進めていくためにも答弁いただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（片山 秀樹君）

諸岡議員の質疑に対して答弁を願います。

○管理者（日沖 靖君）

住民説明会はいつ行われたのかということですが、令和6年10月12日の土曜日、1時から丹生川上北自治会館において実施をさせていただきました。

どんな意見が出たのかということでございますが、交通量の増加ということを懸念の方がいらっしやいまして、1日に80台から100台ぐらいが増えますよという話をさせていただきました。それと環境、周辺環境とか景観に配慮した建物とかで

すね、環境に配慮した事業をして欲しいということを要望をされました。

続きまして、地権者との話し合いが進んでいるのかということですが、地権者に対しては、事業説明及び交渉がすべて完了しておりまして、土地の購入につきましては、丹生川上北自治会、自治会のものだけまだ残すのみとなっております。ですから、自治会からもいろんな要望が出ておりますので、そういったものをいなべ市としても真摯に対応しながら進めていきたいと思っております。その売買契約につきましては、31筆で3万2,225平米が今の対象としております。地権者は15名で、土地代金は7,420万4,500円でございます。丹生川上北自治会のみ、まだ正式に買収を完了してませんけども、それについては1筆1444平米だけが自治会の所有地になっておりますので、自治会ですので今は協力的に、協力していただいております。

続きまして、ボーリング調査の結果によって安全面に課題があった場合はどのように対応されるのかということでございますけども、有識者に判断をいただきまして、建設に支障があるとの課題が出た場合、こういった場合には候補地を再検討する必要があると思いますけども、今の段階では、皆さんにお配りをしている候補地調査業務の報告書の6－31ページの中でもですね、建設候補候補地の中には断層があると。ですけど、直ちに公共施設の建設が不可能と判断する必要はないということで見解が出ております。ですから、断層の正確な位置や分布を把握した上で、断層の直上、その上とかですね、その断層をまたぐ配置を回避して、そして合理的な設計対応を講じることが重要であり、それにより施設の整備は技術的には可能であると評価するということで専門家の意見も出ておりますので、改めて断層のボーリング調査をさせていただいて、場所については決定をさせていただけたらと思っております。

他に候補地があるのかというご質問ですけども、候補地はございません。私どもは、ベストのところで提案をさせていただいております。

それと、いつ議会へ説明する判断があったのかということでございますけれども、調査結果の完了が3月の23日でありましたので、令和8年3月31日に、私どもに報告をいただきましたので、3月31日です。以上です。

○議長（片山 秀樹君）

一通り答弁いただきました。諸岡議員、再質疑はございますか。

○6番（諸岡 雅樹君）

ありません。どうもありがとうございました。

○議長（片山 秀樹君）

ないようですので、議案質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片山 秀樹君）

いいですか。ないようですので、これで討論を終結します。

これより採決を行います。本件について、原案の通り決することに賛成の議員の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（片山 秀樹君）

挙手全員であります。よって、本件は原案の通り可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。議事進行にご協力いただきありがとうございました。

閉会に際し、副管理者、諸岡高幸菰野町長から挨拶の申し出がありますのでこれを許可します。

○副管理者（諸岡 高幸君）

今日ですね、令和8年度いなべ市菰野町清掃事務組合議会の第1回の臨時会ということで、非常にボリュームのある議事をですね、スムーズに進行していただきましてどうもありがとうございました。

また、先ほど冒頭ですね、議長さんからもお話がありましたように、当事業におきましては、広域で大変大きな事業でございます。先ほど管理者の日沖市長からですね、地元の説明会等々のお話がありました。そういうことで、地元の皆様方、それと議員各位、それと市長も地元説明会の方に出席いただいているというふうなことをお伺いしております。皆様のご協力によって本日まで進んできたということにつきまして、菰野町の町長といたしまして感謝申し上げるところでございます。どうもありがとうございました。

これからも、この施設がですね、有意義な施設として市民、また町民に有効に活用できるように、皆さんと共に努力して参りたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

○議長（片山 秀樹君）

これをもちまして、令和8年いなべ市菰野町清掃事務組合議会第1回臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（午前11時04分 散会）

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

いなべ市菰野町清掃事務組合議会議長

片山 秀樹

いなべ市菰野町清掃事務組合議会臨時議長

矢田 富男

いなべ市菰野町清掃事務組合議会署名議員

伊藤 智子

いなべ市菰野町清掃事務組合議会署名議員

伊藤 三保